

の組合員の払込済出資額と同額の払込をしなければならない。但し持分の全部又は一部を継承することにより加入する時はこの限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後 30 日以内に加入申出をしたときは、前 2 条の規定に拘らず相続開始の時に組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱 退)

第12条 組合員は次の事由によって脱退する。

- 1) 組合員たる資格の喪失
- 2) 死亡又は解散
- 3) 除名
2. 組合員に前項第 1 号及び第 2 号の事由があったときは遅滞なく届け出るものとする。
3. 組合員は第 1 項各号に定める事由によることなく脱退しようとする場合はこの組合に予告し、その予告を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。
4. 前項の予告は当該事業年度の末日 60 日前までに脱退の旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 次の各号の 1 に該当する組合員は総代会の議決によって除名することができる。この場合においてこの組合員はその総代会の会日 1 週間前までに当該組合員に対してその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1) 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
- 2) 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- 3) 組合の事業の利用に付き不正行為をした組合員
- 4) 法令に違反しその他組合員の信用を失わせるような行為のあった組合員
- 5) 出資金の払込又は組合費を故意に 3 ヶ月以上滞納した組合員（出資金の払込、経

費の支払いその他この組合に対する義務を怠った組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときはその持分の全額を払い戻すものとする。但しその脱退が除名によるときはその半額とする。

2. この組合の財産をもってこの組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員はその出資口数に応じ、未払込出資額を限度として損失額の払込をしなければならない。
3. 前 2 項における請求権は、その脱退の時から 2 年間行われなない場合は時効により消滅する。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は次の各号の 1 に該当する時は、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

- 1) 事業を休止したとき
- 2) 営業の一部を廃止したとき
- 3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. この組合は前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
3. 出資口数の減少については前条の規定を準用する。

(届出事項)

第16条 組合員はその氏名、名称又は営業を行う場所を変更したときは、1 週間以内にその旨をこの組合に届けなければならない。

2. 美容所の閉鎖、休業又は従業員の変更の場合も又同じ。

## 第 4 章 出資及び持分

(出資の引受)

第17条 組合員は出資 1 口以上を有しなければならない。

(出資 1 口の金額)

第18条 出資 1 口の金額は弐千円とする。

(出資の払込)

第19条 出資は一時に、その金額を払い込まなければならない。

(出資口数の最高限度)

第 20 条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の 4 分の 1 を超えてはならない。

(持分)

第21条 組合員の持分は、この組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当たっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

## 第5章 総会

(総会)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第23条 総会は第26条の規定により組合が召集する場合を除いて理事長が召集し、議長は理事長が指名するかその都度詮衡委員を設け選任する。

(通常総会の招集)

第24条 通常総会は理事会の議決により、任期満了による総代改選の年の4月1日より5月31日までの間において召集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第25条 臨時総会は必要に応じ理事会の議決により何時でも招集することができる。

2. 組合員が総組合員数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総会の招集を決しなければならない。

(組合員による総会の招集)

第26条 前条第2項により臨時総会の招集請求した組合員は、その請求した日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、三重県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。その場合における議長はその臨時総会において選任するものとする。

(総会の手続)

第27条 総会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）に宛てて送付して行うものとする。

第28条 総会の延期又は続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第29条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1) 解散
- 2) 総代の選任（補欠の総代の選任を除く）
- 3) 非出資組合への移行に関する定款の変更

(総会の議事)

第30条 総会は組合員数の半数以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は出席したものとみなす。

2. 総会の議事は出席者の議決権の過半数で決する。但し組合の解散については総組合員数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3. 総会においては出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、予め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、次に掲げる事項については議決することができない。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 組合員の除名
- 4) 法第56条の申出
- 5) 法第57条の第1項の申出

(議事録)

第31条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総会の議事録は次に掲げる内容とするものでなければならない。

- 1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- 2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 3) 総会に出席した役員の氏名
- 4) 議長の氏名
- 5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)